○群馬県動物の愛護及び管理に関する条例

昭和六十三年十月十四日条例第三十号

群馬県動物の愛護及び管理に関する条例をここに公布する。

群馬県動物の愛護及び管理に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号。以下「法」という。)に定めるもののほか、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、県民の動物愛護の精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を<u>防止し、もつて人と動物との調和のとれた共生社会の実現に資する</u>ことを目的とする。

(定義)

- 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。
 - 一 動物 人が所有し、又は占有する動物で、哺乳類、鳥類及びは虫類に属するものをいう。
 - 二 飼い主 動物を所有し、又は占有している者をいう。
 - 三 飼い犬 飼い主のある犬をいう。
 - 四 飼い猫 飼い主のある猫をいう。
 - 五 野犬 飼い犬以外の犬(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二条第七項に規定する狩猟鳥獣であるノイヌを除く。)をいう。
 - <u>六</u> 係留 飼い犬を逃げるおそれがなく、かつ、人の生命、身体又は財産に 対して侵害を加えないように、おりその他の囲いの中に収容し、又は固定 したものに鎖等で確実につなぐことをいう。
 - 七 特定動物 法第二十五条の二に規定する特定動物をいう。

改正前

○群馬県動物の愛護及び管理に関する条例

昭和六十三年十月十四日条例第三十号

群馬県動物の愛護及び管理に関する条例をここに公布する。

群馬県動物の愛護及び管理に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号。以下「法」という。)に定めるもののほか、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、県民の動物愛護の精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止する

ことを目的とする。

(定義)

- 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。
 - 一 動物 人が所有し、又は占有する動物で、哺乳類、鳥類及びは虫類に属するものをいう。
 - 二 飼い主 動物を所有し、又は占有している者をいう。
 - 三 飼い犬 飼い主のある犬をいう。

- 四 野犬 飼い犬以外の犬(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二条第七項に規定する狩猟鳥獣であるノイヌを除く。)をいう。
- 五 係留 飼い犬を逃げるおそれがなく、かつ、人の生命、身体又は財産に対して侵害を加えないように、おりその他の囲いの中に収容し、又は固定したものに鎖等で確実につなぐことをいう。
- 六 特定動物 法第二十五条の二に規定する特定動物をいう。

| 改正後 | 改正前 |
|--------------------------------------|-------------------------------------|
| <u>八</u> 飼養施設 動物を飼養し、又は保管するための施設をいう。 | 七 飼養施設 動物を飼養し、又は保管するための施設をいう。 |
| 第三条~第四条 略 | 第三条~第四条 略 |
| | (動物保護管理推進旬間) |
| _(削除) | 第五条 広く県民の間に動物の適正な飼養又は保管についての関心と理解を |
| | 深めるため、動物保護管理推進旬間を設ける。 |
| | 2 動物保護管理推進旬間は、毎年六月一日から同月十日までとする。 |
| | 3 知事は、動物保護管理推進旬間には、その趣旨にふさわしい行事が実施さ |
| | <u>れるよう努めなければならない。</u> |
| (動物由来感染症) | (動物由来感染症) |
| 第五条 知事は、動物由来感染症の調査研究を行うとともに、その防疫措置に | 第六条 知事は、動物由来感染症の調査研究を行うとともに、その防疫措置に |
| ついて必要な対策を講ずるよう努めるものとする。 | ついて必要な対策を講ずるよう努めるものとする。 |

(削除)

(飼い主の遵守事項等)

- 第六条 飼い主は、動物の本能、習性等を理解し、飼い主としての責任を十分 自覚し、並びに他人に迷惑を掛け、及び危害を加えないようその飼養し、又 は保管する動物について、次に掲げる事項を遵守するよう努めなければなら ない。
 - 一 適正にえさ及び水を与えること。
 - 二 疾病の予防等健康管理を行うこと。
 - <u>三</u>動物の数は、適正に飼養し、又は保管することが可能な範囲を超えることがないようにすること。
 - 四 動物の種類、習性等に応じた適正な飼養施設を設けること。
 - 五 汚物及び汚水を適正に処理し、飼養施設の内外を常に清潔にすること。

<u>ができる。</u> (飼い主の遵守事項等)

(動物愛護相談員)

第八条 飼い主は、動物の本能、習性等を理解し、飼い主としての責任を十分 自覚し、並びに他人に迷惑を掛け、及び危害を加えないようその飼養し、又 は保管する動物について、次に掲げる事項を遵守するよう努めなければなら ない。

第七条 知事は、動物の適正な飼養又は保管の指導等に当たらせるため必要があると認めるときは、規則で定めるところにより動物愛護相談員を置くこと

- 一 適正にえさ及び水を与えること。
- 二 疾病の予防等健康管理を行うこと。

- 三 動物の種類、習性等に応じた適正な飼養施設を設けること。
- 四 汚物及び汚水を適正に処理し、飼養施設の内外を常に清潔にすること。

- 六 羽毛の飛散、異常な鳴き声等により人に迷惑を掛けないこと。
- 七 逸走した場合は、自ら捜索し、収容すること。
- 2 飼い主は、動物を終生飼養するよう努めなければならない。
- 3 飼い主は、その飼養する動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない。

(犬の飼い主の遵守事項)

- 第七条 犬の飼い主は、前条の規定によるほか、次に掲げる事項を遵守するよ う努めなければならない。
 - 一 飼い犬の種類、大きさ、発育状況、健康状態等に応じて適正な運動をさせること。
 - 二 飼い犬の習性、生理、生態等を理解した上で、周辺の生活環境に適応するように当該飼い犬に適したしつけを行い、飼い主の制止に従うように訓練すること。

(飼い犬の係留義務等)

<u>第八条</u> 飼い主は、飼い犬を常時係留しておかなければならない。ただし、次 の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一~四 略

2 略

(標識の掲示)

第九条 犬の飼い主は、規則で定めるところにより、飼い犬を飼養している旨 の標識を飼養施設の所在する住居の出入口等の外部から見やすい箇所に掲 示しておかなければならない。

(猫の飼い主の遵守事項)

第十条 猫の飼い主は、第六条の規定によるほか、飼い猫の健康及び安全を保持し、当該猫がみだりに繁殖することを防止し、及び周辺の生活環境を保全するため、飼い猫を屋内で飼養し、又は保管するよう努めなければならない。

改正前

- 五 羽毛の飛散、異常な鳴き声等により人に迷惑を掛けないこと。
- 六 逸走した場合は、自ら捜索し、収容すること。
- 2 飼い主は、動物を終生飼養するよう努めなければならない。
- 3 飼い主は、その飼養する動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない。

(新規)

(飼い犬の係留義務等)

第九条 飼い主は、飼い犬を常時係留しておかなければならない。ただし、次 の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一~四 略

2 略

(標識の掲示)

第十条 犬の飼い主は、規則で定めるところにより、飼い犬を飼養している旨 の標識を飼養施設の所在する住居の出入口等の外部から見やすい箇所に掲示しておかなければならない。

改正前 改正後 2 前項の規定にかかわらず、飼い猫を屋外で行動できるような方法で飼養す る場合には、猫の飼い主は、当該猫がみだりに繁殖することを防止するため に必要な措置を講じるとともに、排せつのしつけその他周辺の生活環境に配 慮した適正な飼養を行うよう努めなければならない。 (飼い主のいない猫に給餌等を行う者の遵守事項) 第十条の二 飼い主のいない猫に給餌又は給水を行う者は、当該猫がみだりに (新規) 繁殖することを防止するために必要な措置を講じ、及び周辺の生活環境を損 なうことのないよう適切な管理を行うよう努めるとともに、周辺地域の住民 その他の者の理解を得られるよう努めなければならない。 (飼い犬等の収容) (飼い犬等の収容) 第十一条 知事は、その職員 に係留されていない飼い犬 第十一条 知事は、その職員及び動物愛護相談員に係留されていない飼い犬 (第八条第一項ただし書の規定により係留しないでおくことができる犬を (第九条第一項ただし書の規定により係留しないでおくことができる犬を 除く。) 又は野犬を収容させることができる。 除く。) 又は野犬を収容させることができる。 2 前項の規定により飼い大又は野犬を収容する職員及び動物愛護相談員は、 2 前項の規定により飼い犬又は野犬を収容する職員 は、 その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示 その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示 しなければならない。 しなければならない。 (収容犬の処分) (収容犬の処分) 第十二条 知事は、前条第一項の規定により飼い犬を収容したときは、飼い主 第十二条 知事は、前条第一項の規定により飼い犬を収容したときは、飼い主 | が判明しているものについては当該飼い主にこれを引き取るべき旨を通知 が判明しているものについては当該飼い主にこれを引き取るべき旨を通知 し、飼い主が判明していないものについては、規則で定めるところにより、 し、飼い主が判明していないものについては その旨を二日間公示しなければ ならない。 その旨を二日間群馬県動物愛護センターに掲示しなければならない。 2 略 2 略 第十三条~第十六条 略 第十三条~第十六条 略 (立入調査等) (立入調査等) 第十七条 知事は、動物が人の生命、身体若しくは財産を侵害したとき若しく 第十七条 知事は、動物が人の生命、身体若しくは財産を侵害したとき若しく

は侵害するおそれがあると認めるとき又は<u>第八条第一項</u>の係留の状況若しくは前条の規定による命令の履行状況を調査するときは、必要な限度において、飼い主に必要な報告を求め、又はその職員に飼養施設その他動物の飼養若しくは保管に関係ある場所に立ち入り、調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

 $2\sim3$ 略

第十七条の二 略

(動物愛護推進員)

第十七条の三 知事は、法第三十八条第一項の規定により、動物愛護推進員を 委嘱するものとする。

(手数料)

第十八条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

一~二 略

- 三 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成十八年環境省令第一 号。以下「省令」という。)第二条第六項の規定により第一種動物取扱業 の登録証の再交付を申請する者 一件につき千百円
- <u>四</u> 法第二十二条第三項の規定により動物取扱責任者研修を受けようとする者 一回につき三千円
- 五 法第二十六条第一項の規定により特定動物の飼養又は保管の許可を申請する者 一件につき一万六千円(同一の敷地(当該申請をする者が所有し、又は管理する一団の土地をいう。以下同じ。)における同時に行う申請で、その件数が五以上のときは、八万円)
- 六 法第二十六条第一項の規定により特定動物の飼養又は保管の許可を受けた者で当該許可の有効期間を満了し、引き続き同一の許可を申請するもの 一件につき一万四千円(同一の敷地における同時に行う申請で、その

改正前

は侵害するおそれがあると認めるとき又は<u>第九条第一項</u>の係留の状況若しくは前条の規定による命令の履行状況を調査するときは、必要な限度において、飼い主に必要な報告を求め、又はその職員に飼養施設その他動物の飼養若しくは保管に関係ある場所に立ち入り、調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

 $2 \sim 3$ 略

第十七条の二 略

(新規)

(手数料)

第十八条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

一~二 略

- 三 法第二十二条第三項の規定により動物取扱責任者研修を受けようとする者 一回につき三千円
- 四 法第二十六条第一項の規定により特定動物の飼養又は保管の許可を申請する者 一件につき一万六千円(同一の敷地(当該申請をする者が所有し、又は管理する一団の土地をいう。以下同じ。)における同時に行う申請で、その件数が五以上のときは、八万円)
- 五 法第二十六条第一項の規定により特定動物の飼養又は保管の許可を受けた者で当該許可の有効期間を満了し、引き続き同一の許可を申請するもの 一件につき一万四千円(同一の敷地における同時に行う申請で、その

件数が五以上のときは、七万円)

- 七 法第二十八条第一項の規定により特定動物の飼養又は保管の許可事項の変更の許可を申請する者 一件につき一万三千円
- 八 省令第十五条第六項の規定により特定動物の飼養又は保管の許可証の 再交付を申請する者 一件につき千百円
- <u>九</u> 法第三十五条第一項の規定により犬又は猫の引取りを求める者 次に 掲げる犬又は猫の区分に応じ、当該区分に定める額
 - イ 生後六十日以上の場合 一頭又は一匹につき四千円
 - ロ 生後六十日未満の場合 一頭又は一匹につき千二百円
- 十 法第三十五条第三項の規定により引き取られた犬又は猫の返還を求める者 一頭につき四千円 (引取りの日数が一日を超える場合は、四千円に その超える日数一日につき四百円を加算した額)
- 十一 法第三十六条第二項の規定により収容された犬、猫等の返還を求める 者 一頭につき四千円(収容の日数が一日を超える場合は、四千円にその 超える日数一日につき四百円を加算した額)
- 十二 第十一条第一項の規定により収容された犬の返還を求める者 一頭 につき四千円(収容の日数が一日を超える場合は、四千円にその超える日 数一日につき四百円を加算した額)

 $2 \sim 3$ 略

(適用除外)

- 第十九条 この条例の規定(<u>前条第一項第四号</u>の規定を除く。) は、前橋市及び高崎市の区域においては、適用しない。
- 第二十条~第二十一条 略
- 第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処す る。
 - 一 <u>第八条第一項</u>の規定に違反して飼い犬を係留しなかつた者(所有者以外の者が占有している場合は、その者とする。)

改正前

件数が五以上のときは、七万円)

六 法第二十八条第一項の規定により特定動物の飼養又は保管の許可事項の変更の許可を申請する者 一件につき一万三千円

(新規)

- 七 法第三十五条第一項の規定により犬又は猫の引取りを求める者 次に 掲げる犬又は猫の区分に応じ、当該区分に定める額
 - イ 生後六十日以上の場合 一頭又は一匹につき二千円
- ロ 生後六十日未満の場合 一頭又は一匹につき<u>六百円</u> (新規)

(新規)

<u>八</u> 第十一条第一項の規定により収容された犬の返還を求める者 一頭に つき四千円(収容の日数が一日を超える場合は、四千円にその超える日数 一日につき四百円を加算した額)

 $2 \sim 3$ 略

(適用除外)

第十九条 この条例の規定(<u>前条第一項第一号から第六号まで</u>の規定を除く。) は、前橋市及び高崎市の区域においては、適用しない。

第二十条~第二十一条 略

- 第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。
 - 一 <u>第九条第一項</u>の規定に違反して飼い犬を係留しなかつた者(所有者以外の者が占有している場合は、その者とする。)

| 改正後 | 改正前 |
|----------------------------------|---------|
| 二~三 略 | 二~三 略 |
| 第二十三条 略 | 第二十三条 略 |
| | |
| 附 則(令和六年三月●日条例第●号) | (追加) |
| 施行日を令和6年4月1日とし、ただし、努力義務規定は同年10月1 | |
| 日施行とする表現で記載します。 | |
| ※努力義務規定の該当箇所 | |
| 改正後の第六条第一項第三号、第七条、第十条及び第十条の二 | |
| | |